

マイナンバー手続きの休日開庁

開庁日時	申込開始日
4月12日(日)9時~12時	受付中
5月9日(土)9時~12時	4月25日(土)

☑ マイナンバーカードの申請(申込不要)・受け取り(要申込)・電子証明書の更新(申込不要)など

☎ 3開庁日前までにLINE申請または1開庁日前までに市民課(市役所本庁舎1階) ☎04-7185-4326



石けん利用推進協議会委員 募集

任期 令和10年4月30日まで※会議は年2回程度開催

☑ 石けん利用の啓発に関する会議・学習会・講座・イベントへの参加

☑ 市内在住・在学・在勤で任期満了時に75歳以下

※他の審議会委員との兼任不可

定 2人 報酬 会議1回1,500円、その他1回500円 選 書類

☎ 4月24日(金)(必着)までに、ちば電子申請サービスまたは任意様式に住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、Eメールアドレスを明記し、作文「環境にやさしい石けん利用について」(800~1,200字)を添えて郵送・持参。〒270-1151本町3の2の1消費生活センター(アビィクオーレ2階<イトーヨーカドー我孫子南口店>) ☎04-7185-1469



自動体外式除細動器(AED)設置補助金

設置場所や補助金の活用事例など、詳細は市ホームページをご覧ください。

補助額 対象経費の2分の1(1,000円未満は切り捨て)

※上限額…購入は25万円、賃貸借は年額6万円

☑ AEDを購入・賃貸借し、24時間誰でも使える状態で設置する自治会・マンション管理組合※契約締結前に要申請 ※半径100m以内に24時間誰でも使える状態のAEDが設置されている場合は対象外

対象経費 AEDの購入・賃貸借契約費用、収納ボックスの購入・取り付け費用、付属品費用、保険料など

☎ 申請書(市民協働推進課で配布。市ホームページからダウンロード可)と必要書類を郵送・持参。〒270-1192市役所市民協働推進課(本庁舎地階、住所省略可)・内線20-488



木造住宅耐震診断・耐震改修工事費用 助成

昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築した建築物は、現在の耐震基準を満たしていないことが多く、万が一の場合、倒壊する恐れがあります。耐震診断で耐震性を確認し、結果に応じて適切な耐震改修を行うことが重要です。申請方法や助成利用者の声など、詳細は市ホームページをご覧ください。

☑ 昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅※契約締結前に要申請

区分	棟数	助成額	申請期間
木造住宅耐震改修工事助成	先着3棟	対象経費の5分の4(上限100万円)	5月25日(月)~11月27日(金)
木造住宅耐震診断助成	先着2棟	対象経費の3分の2(上限5万円)	5月25日(月)~12月18日(金)

※5月29日(金)までに応募が多数あった場合は抽選

☎ 建築住宅課・内線20-528



木造住宅耐震セミナー・相談会

日 4月25日(土)10時~13時

所 市役所議会棟A・B会議室

内 セミナー「木造住宅の耐震について」、木造住宅耐震診断・耐震改修工事費用の助成制度説明、木造住宅の耐震相談

☑ 市内在住の方

定 先着10組(要申込) 費 無料

☎ 4月20日(月)までに、ちば電子申請サービスまたは建築住宅課・内線20-528



公募補助金(令和9~11年度)

補助額 対象経費の10~50%

☑ 公益の増進に寄与する特定非営利活動法人または任意団体で、次の全てに該当する団体…○5人以上で構成 ○市内に活動拠点がある ○市内で活動している ※営利・政治・宗教団体、同一目的で他の補助金を受けている団体、市や市教育委員会と共催する事業・活動を除く

選 我孫子市補助金等検討委員会で審査

◎令和8~10年度に補助金を交付する団体

団体名	対象事業	補助額
あひこ桜まつり実行委員会	地域資源の活用や地域団体・企業との連携などにより、多世代が参加できる持続可能な桜まつりの開催	63万4,000円
湖北サンバ実行委員会	市民の交流促進と商店街活性化を目的としたサンバフェスティバルの開催	40万円

☎ 7月1日(火)までに、申請書(市民協働推進課、市民活動ステーションで配布。市ホームページからダウンロード可)と必要書類を持参。市民協働推進課(市役所本庁舎地階)・内線20-488

※申請する場合は、可能な限り6月1日(月)までにご連絡ください。



住宅リフォーム補助金

申請方法など、詳細は市ホームページをご覧ください。

☑ 所有する住宅のリフォーム工事(税込み20万円以上)を市内登録事業者で行い、定住する方

※市外から転入する方は市内登録事業者以外でも可

※交付決定後に工事開始(工事完了後30日以内または令和9年2月26日(金)のいずれか早い方までに要実績報告)

※住宅金融支援機構【フラット35】地域連携型の金利優遇あり

区分	補助額(1,000円未満は切り捨て)	
	申請者が39歳以下	申請者が40歳以上
持ち家をリフォームする方または市内の持ち家から転居する方	対象経費の5%(上限7万円)	対象経費の5%(上限7万円)
市内の持ち家以外から転居する方	対象経費の20%(上限30万円)	
市外から転入する方	対象経費の20%(上限60万円)	

※転居・転入済みの方は、異動日から3カ月以内に要申請

☎ 令和9年2月10日(火)まで

☎ 建築住宅課 ☎04-7185-1642



住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金

地球温暖化対策の一環として、新たに脱炭素化設備などを設置する方に交付します。設備ごとに要件が異なるため、詳細は市ホームページをご覧ください。

☑ 所有する市内の自宅に対象設備を購入・設置し居住する方のうち、令和9年3月1日(月)までに工事・納車を完了し、実績報告書を提出できる方

対象設備	補助額
太陽光発電システム	1kW当たり2万円(上限8万円)
家庭用燃料電池システム(エネファーム) ※停電時自立運転機能あり	上限10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限7万円
窓の断熱改修	対象経費の4分の1(上限8万円) ※管理組合による申請は不可
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	住宅用太陽光発電設備とV2H充放電設備を併設 上限15万円 住宅用太陽光発電設備を併設 上限10万円
V2H充放電設備	対象経費の10分の1(上限25万円)

☎ 令和9年2月1日(月)(必着)までに、必要書類を郵送・持参。〒270-1146 高野山新田193水の館内手賀沼課 ☎04-7185-1484

